

つくばみらい市規則第 19 号

つくばみらい市職員職名規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年 3 月 29 日

つくばみらい市長 石ノ田 浩

つくばみらい市職員職名規則の一部を改正する規則

つくばみらい市職員職名規則（平成 18 年つくばみらい市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

職名
公室長、部長、参事、局長、課長、センター長、副参事、課長補佐、センター長補佐、室長、所長、調整監、企画監、危機管理監、事務長、主査、係長、主任、主幹、主事、技師、建築技師、精神保健福祉士、保健師、看護師、主任保育士、保育士、管理栄養士、栄養士、主事補、技師補、調理員、運転手、業務員、用務員

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。